



2025年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2025年5月9日

上場会社名 株式会社Veritas In Silico 上場取引所 東
コード番号 130A URL <https://www.veritasinsilico.com/>
代表者（役職名） 代表取締役社長（氏名） 中村 慎吾
問合せ先責任者（役職名） 執行役員 経営企画部長（氏名） 郷田 恒雄（TEL）03-6421-7537
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無 : 有
決算説明会開催の有無 : 無

（百万円未満切捨て）

1. 2025年12月期第1四半期の業績（2025年1月1日～2025年3月31日）

（1）経営成績（累計）（%表示は、対前年同四半期増減率）

	事業収益		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年12月期第1四半期	24	△25.0	△81	—	△79	—	△79	—
2024年12月期第1四半期	32	—	△65	—	△87	—	△87	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2025年12月期第1四半期	△12.33	—
2024年12月期第1四半期	△14.58	—

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

（2）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2025年12月期第1四半期	2,184	2,129	97.5
2024年12月期	2,248	2,209	98.2

（参考）自己資本 2025年12月期第1四半期 2,129百万円 2024年12月期 2,209百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2024年12月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2025年12月期	—	—	—	—	—
2025年12月期（予想）	—	0.00	—	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2025年12月期の業績予想（2025年1月1日～2025年12月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	事業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	788	305.1	163	—	170	—	168	—	26.39

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)	2025年12月期 1 Q	6,487,114株	2024年12月期	6,487,114株
② 期末自己株式数	2025年12月期 1 Q	—株	2024年12月期	—株
③ 期中平均株式数 (四半期累計)	2025年12月期 1 Q	6,487,114株	2024年12月期 1 Q	6,021,936株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査 : 有 (任意)
法人によるレビュー

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載した業績予想等は、本資料発表日現在にて入手可能な情報をもとに、当社が合理的と判断した一定の前提に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後の様々な要因の変化等によって予想数値とは大きく異なる可能性があることにご留意ください。

業績予想に関する事項は、添付資料P. 3「1. 当四半期決算に関する定性的情報(3)業績予想などの将来予測情報に関する説明」も併せてご参照ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期貸借対照表	4
(2) 四半期損益計算書	6
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(セグメント情報等)	7
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	7
(重要な後発事象)	7
独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書	8

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間（2025年1月1日～2025年3月31日）におけるわが国の経済は、賃金上昇の動きが浸透してゆくなかで物価や金利の上昇も加わり、全体として緩やかな拡大基調をたどりました。世界経済は、米国の堅調な内需や、中国政府による大規模な経済対策などが下支えする形となり底堅く推移しました。その一方で、欧州ではドイツやフランス等の主要国で政治情勢が不安定となったことをきっかけに地政学リスクが高まり、また中国では不動産の過剰在庫による景況感の後退が鮮明となり、さらに米国では保護主義的な関税措置の導入が公表される等の不安材料が明らかになり、今後の世界経済の動向を見通しづらい状況となりました。

そのようななか、当社のmRNA標的低分子創薬事業においては、創薬プラットフォーム *ibVIS*[®] を活用し、東レ株式会社、塩野義製薬株式会社、ラクオリア創薬株式会社、並びに武田薬品工業株式会社（以下これら製薬会社を「パートナー」と表記）との共同創薬研究を進めました。また新たな提携先の獲得に向け、mRNA標的低分子創薬に関心を持つ国内外の製薬会社等を対象に、当社のプラットフォーム技術を紹介する等のアプローチを進めるとともに、国内外の複数の企業との間で契約締結に向けた交渉を継続的に実施しました。

さらに将来の事業多角化に向け、核酸医薬品をはじめ、mRNA標的医薬品の自社パイプラインを創出する取り組みを進めております。核酸医薬品の開発においては、効率良く活性の高いアンチセンスオリゴヌクレオチド(ASO)を取得するための独自研究を進めました。また三菱瓦斯化学株式会社との間で2023年12月より検討しているASOの研究・開発・製造を目的とした協業の可能性についての話し合いも引き続き実施しております。

当第1四半期累計期間には、mRNA標的低分子創薬事業における各パートナーとの共同創薬研究が各々計画通りに進捗しました。収益面では、共同創薬研究契約に基づき定期的に受け取る研究支援金により事業収益24,120千円(前年同四半期比25.0%減)を計上しました。事業費用には研究開発費41,824千円を含む105,176千円が発生、営業損失は81,056千円(前年同四半期は65,022千円の営業損失)となりました。

営業外損益においては、受取利息1,773千円など1,863千円を営業外収益に計上し、経常損失は79,192千円(前年同四半期は87,088千円の経常損失)、四半期純損失は79,979千円(前年同四半期は87,800千円の四半期純損失)となりました。

(2) 財政状態に関する説明

財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて64,568千円(2.9%)減少し、2,184,390千円となりました。流動資産は主に現金及び預金の減少60,733千円により61,688千円(2.8%)減少し、2,170,384千円となりました。固定資産は、主に減価償却による有形固定資産の減少2,751千円により2,879千円(17.1%)減少し、14,005千円となりました。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債は、前事業年度末に比べて15,411千円(39.1%)増加し、54,821千円となりました。これは主に流動負債にて前受金の増加22,000千円、未払金の減少6,426千円等があったことによるものです。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べて79,979千円(3.6%)減少し、2,129,568千円となりました。これは利益剰余金の減少79,979千円によるものです。

自己資本比率は、前事業年度末の98.2%から0.8ポイント減少し、97.5%となりました。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2025年12月期の業績予想については、2025年2月13日付でお知らせした内容より変更はございません。

なお、本資料作成日時点において、2025年4月に米国政府が打ち出した関税措置による、当社の事業活動や経営成績、財政状態への特段の影響はありません。

本資料に記載した業績予想等は、本資料発表日現在にて入手可能な情報をもとに、当社が合理的と判断した一定の前提に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後の様々な要因の変化等によって予想数値とは大きく異なる可能性があることにご留意ください。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,173,358	2,112,625
売掛金	21,019	18,282
貯蔵品	13,350	12,203
前渡金	2,875	4,949
前払費用	1,662	2,148
その他	19,806	20,175
流動資産合計	2,232,073	2,170,384
固定資産		
有形固定資産	14,115	11,363
無形固定資産		
ソフトウェア	325	297
特許権	758	704
無形固定資産合計	1,084	1,001
投資その他の資産	1,685	1,640
固定資産合計	16,885	14,005
資産合計	2,248,958	2,184,390

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	33,664	27,238
未払法人税等	2,850	712
前受金	-	22,000
その他	2,895	4,870
流動負債合計	39,410	54,821
負債合計	39,410	54,821
純資産の部		
株主資本		
資本金	77,175	77,175
資本剰余金	2,335,766	2,335,766
利益剰余金	△203,393	△283,372
株主資本合計	2,209,548	2,129,568
純資産合計	2,209,548	2,129,568
負債純資産合計	2,248,958	2,184,390

(2) 四半期損益計算書

第1四半期累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2024年1月1日 至2024年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自2025年1月1日 至2025年3月31日)
事業収益	32,166	24,120
事業費用		
研究開発費	33,649	41,824
販売費及び一般管理費	63,539	63,351
事業費用合計	97,189	105,176
営業損失(△)	△65,022	△81,056
営業外収益		
受取利息	8	1,773
講義料	96	90
その他	1	-
営業外収益合計	105	1,863
営業外費用		
上場関連費用	12,820	-
株式交付費	9,351	-
営業外費用合計	22,171	-
経常損失(△)	△87,088	△79,192
税引前四半期純損失(△)	△87,088	△79,192
法人税、住民税及び事業税	712	786
法人税等合計	712	786
四半期純損失(△)	△87,800	△79,979

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社は、創薬プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年3月31日)
減価償却費	3,689千円	2,834千円

(重要な後発事象)

(資本金の額の減少について)

前事業年度の有価証券報告書において(重要な後発事象)に記載した資本金の額の減少について、効力発生日付で資本金の額の減少を行っております。この結果、資本金の額が67,175千円減少し10,000千円となっております。

(1) 資本金の額の減少の目的

今回の資本金の額の減少は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的とし、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

2025年3月27日現在の資本金の額77,175千円のうち67,175千円を減少して、10,000千円といたしました。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えました。

(3) 資本金の額の減少の日程

取締役会決議日	2025年2月20日
定時株主総会決議日	2025年3月27日
債権者異議申述最終期日	2025年4月30日
減資の効力発生日	2025年5月1日

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月9日

株式会社Veritas In Silico

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 久 保 孝 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 曾 田 竜 司
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社Veritas In Silicoの2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（2025年1月1日から2025年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2025年1月1日から2025年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(四半期決算短信開示会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。